

福祉の「基盤」と「原点」

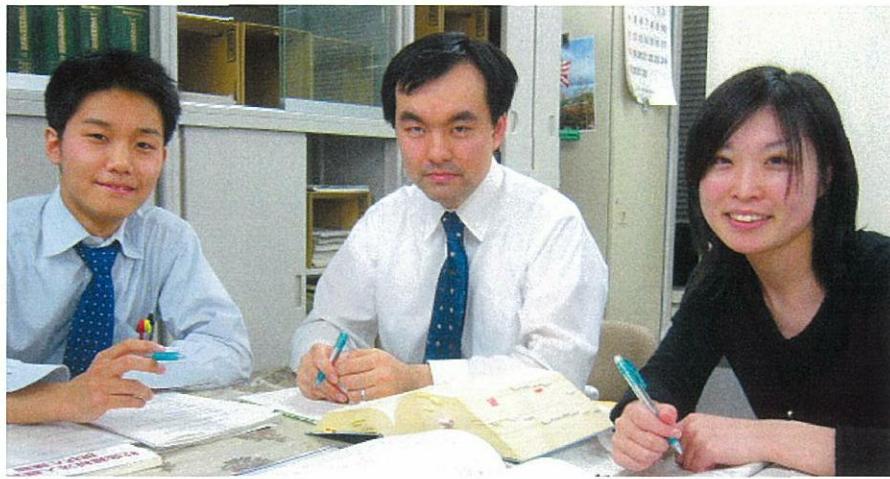
社会・援護局総務課長補佐 和田 康紀

社会・援護局の仕事

我が国は、少子高齢化が急速に進行とともに、家族の在り方や近所づきあいの希薄化など地域社会についても大きな変化を迎えてます。このような中、誰もが住み慣れた家庭や地域において、その人らしい安心した生活を送ることができるよう自立を支援していくことが求められています。

社会・援護局では、社会福祉に対するニーズの増大・多様化に対応し、社会福祉士・介護福祉士など福祉サービスを担う人材の育成・確保対策や、ボランティア活動の支援、共同募金など、社会福祉の各分野に共通するいわば「基盤」となる制度・仕組みの企画立案を行っています。

また、生活保護、災害の被災者に対する支援、ホームレスに対する支援など、生活に困ったり、社会から孤立するなどして社会的な支援を必要とする様々な人たちを支援するという社



●筆者中央

会福祉のいわば「原点」となる部分の企画立案に取り組んでいるほか、歴史ある援護行政をも担っています。

生活保護 ～自立支援を目指して～

国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する生活保護制度については、近年、経済情勢、雇用情勢の回復もあり、生活保護を受給している世帯の増加幅は小さく

なっているものの、依然として増加し続けています。

このような中、経済的な給付に加え、生活保護受給者の自立を支援するという観点での制度運営がますます重要となっており、第一線を担う都道府県・市町村の福祉事務所と連携しながら、生活保護受給者の状況に応じた自立・就労支援を進めているところです。



●赤い羽根CM

●赤い羽根ポスター

次世代に語り継ぐ援護行政

社会・援護局援護企画課 岩井 一郎

援護行政では、戦没者の遺族や戦傷病者に対する援護年金の支給、遺骨収集等の戦没者の慰靈追悼、中国残留邦人に対する援護等を行っています。

戦後60年以上経過した今なお、その重要性はいさかも変わることなく、ますます高まっており、今後は、これまでの歩み、その意義を次世代に語り継ぐことも大切なものとなっています。主な業務は次のとおりです。

1 援護

戦後、昭和21年にGHQの指令によって軍人恩給（遺族給付、障害給付等）が停止されました。このような中で、昭和27年4月に戦傷病者・戦没者・遺族等援護法が制定され、国家補償の精神に基づき、旧軍人軍属等の戦傷病者や遺族に対して援護年金（遺族年金、障害年金等）が支給されるようになりました。現在でも約2万数千人の方々が受給されています。

中国残留邦人に対しては、帰国の促進や帰国後の自立支援を行っており、安心して生活ができるよう努めています。



●部下と打合せ中。（筆者左）

2 慰靈追悼

毎年8月15日に天皇皇后両陛下の御臨席をたまわり、先の大戦の戦没者を慰靈する全国戦没者追悼式を日本武道館において挙行しています。

先の大戦における海外戦没者約240万人、そのうち未送還の御遺骨は約116万柱です。今後も、南方地域、旧ソ連地域、硫黄島等について御遺骨に関する情報の収集を行いつつ、一柱でも多くの御遺骨を送還するよう取り組んでいます。

3 記録と記憶の伝承

先の大戦における記録や記憶を次世代に継承することも大変重要です。國においては、戦中・戦後の国民生活の労苦を次世代に伝えるために「昭和館」（平成11年3月開館）を、戦傷病者やその妻の労苦を次世代に伝えるために「しょうけい館」（平成18年3月開館）を設置しています。



●昭和館パンフレット